



軽油引取税

この税金は、バス、トラックなどの燃料である軽油に課税されるものです。

納める人

特約業者や元売業者から軽油を引き取った（購入した）人です。

特約業者や元売業者は、代金と一緒に受け取り県に納めます。

- ・元売業者…軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者で総務大臣が指定した業者です。
- ・特約業者…元売業者と契約して、継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が指定した者です。

納める額

1 キロリットルにつき15,000円

申告と納税

特約業者・元売業者が当月分を翌月末日までに申告して納めます。

徴収の猶予

軽油の代金（税金を含む）が売掛けになった場合で、申請があったときは、売掛けになったことによって納期限までに納税できないと認められる税額について、最高2か月間徴収が猶予されます。



免 税

軽油引取税

次の用途に使用するために、免税手続きをした場合は、軽油引取税が免税されます。

- ①船舶※・鉄道・軌道用車両の動力源の用途
- ②農業・林業用機械の動力源の用途
- ③鉱物堀採業・廃棄物処理事業・木材加工業・木材市場業・倉庫業・セメント製造業などの一定の用途

※令和7年4月1日以降に行われる「専らレクリエーションの用に供する船舶」の動力源用の軽油の引取りについては課税免除の対象外です。

◎免税の手続き

- ①免税軽油を使用する人は、あらかじめ総合支庁に申請して免税軽油使用者証の交付を受けます。
 - ②この免税軽油使用者証を提示して総合支庁に免税証の交付を申請すると、認められた数量の免税証が交付されます。
 - ③軽油を購入するときに、免税証を免税証記載の石油販売業者に渡すと、免税された価格で軽油を購入できます。
- ※免税証を他人に譲渡することはできません。

【豆知識⑮】 混和軽油にも課税されます

軽油に灯油などを混ぜて販売したり、バスやトラックなどの所有者が軽油に灯油などを混ぜて使用している場合には、混ぜた灯油などに対しても軽油引取税がかかります。

※混和には知事の承認が必要です。知事の承認を受けずに混和した場合は、罰則の適用がありますのでご注意ください。

軽油引取税は、軽油を購入した販売店の
所在する県の収入となります。
軽油は県内で買いましょう。

